



知財紛争処理システムの 機能強化の経緯と現状



一社) 日本知的財産協会
知財活性化プロジェクト



目次

1. 経緯

内閣府委員会、自民党、論者の意見と論理

JIPA発信意見

2. 経営者向けグローバルビジネスシンポジウム

3. 今後の予想・企画





なぜ知財紛争処理システム活性化か？

- ◆ 2013.4 「知的財産による競争力強化・国際標準化
専門調査会」 内閣府(相澤英孝、荒井寿光)
- ◆ 2014.3 自民)知財司法に関する議員・有識者懇
- ◆ 2015.5 戦略本「検証・評価・企画委員会」報告書
【知財紛争処理タスクフォースの議論の整理】
- ◆ 2015.7 自民)調査会)知財紛争処理システム検討会
(座長:三宅伸吾 以下 三宅検討会)
- ◆ 2015.11 自民)調査会)司法制度委員会
- ◆ 2016.3 戦略本「検証・評価・企画委員会」報告書
【知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について】
- ◆ 2016.3 自民)調査会)三宅検討会「報告書」
- ◆ 2016.5 知財推進計画2016へ一部盛り込み
- ◆ 2016.6 経営者向けグローバルビジネスシンポジウ
ム開催(JIPA/経団連/WIPO)



なぜ知財紛争処理システム活性化か？

- ◆ 2013.4 「知的財産による競争力強化・国際標準化
専門調査会」 内閣府(相澤英孝、荒井寿光)

報告書「『知的財産推進計画2013』骨子に盛り込むべき事項 (案)～競争力強化・国際標準化関連部分～」

「(産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築)
--- よって、我が国の知財システムを、新興国をはじめ各国が模範に
したいと考えるような魅力的なものにすることが必要であり、そのため、例
えば職務発明制度、営業秘密保護強化、
知財紛争処理機能強化などに関して必要な見直し・改
善を順次実行し、イノベーション活動を行い易い環境の
整備を推進する。...」



内閣府)知財戦略本部で議論

- ◆ 2013.4 「知的財産による競争力強化・国際標準化
専門調査会」内閣府(相澤英孝、荒井寿光)
- ◆ 2014.3 自民)知財司法に関する議員・有識者懇
- ◆ 2015.5 戦略本「検証・評価・企画委員会」報告書
【知財紛争処理タスクフォースの議論の整理】
- ◆ 2015.7 自民)調査会)知財紛争処理システム検討会
(座長:三宅伸吾 以下 三宅検討会)
- ◆ 2015.11 自民)調査会)司法制度委員会
- ◆ 2016.3 戦略本「検証・評価・企画委員会」報告書
【知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について】
- ◆ 2016.3 自民)調査会)三宅検討会「報告書」
- ◆ 2016.5 知財推進計画2016へ一部盛り込み
- ◆ 2016.6 経営者向けグローバルビジネスシンポジウ
ム開催(JIPA/経団連/WIPO)



「知財紛争処理TFの議論整理」

- ◆ 証拠収集手続きの検討
米Discovery/事前査察導入
- ◆ 権利の安定性の確保
特許庁専権で裁判所は有効性を判断しない。
- ◆ 損害賠償額の検討
懲罰的賠償導入
- ◆ 差止請求権の乱用抑制
標準化・トロール
- ◆ 中小企業の権利行使支援
権利行使を応援する人的支援
- ◆ 知財情報の国内外発信の強化



制度課題



過激論者意見ロジック

- ◆ 日本企業は裁判嫌い 中小が億する。
- ◆ 日本の法曹界の人材の能力立遅れ。
- ◆ 日本制度のガラパゴス化で発信力低。(Iam社のデータで日本の裁判の信頼性は4%以下)
- ◆ 中小をサポートする法曹人財能力ガラパゴス化でグローバル化発展に寄与できない。

- ◆ 日本に訴訟を呼び込んで法曹界を活性化させれば、中小支援も制度の国外発信も強化される。
- ◆ 制度・人材のガラパゴス化もなくなる。

大手・中堅企業への影
響は!!!



知財協会意見

協会内に知財紛争処理研究会を立上げ意見発信 11/24.12/15

2015.11.24	<p>2. 各論</p> <p>(1) 証拠収集</p> <p>① 証拠収集力を強化するために米国のディスカバリーのような制度を導入すると、日</p>
<p>2015.12.15</p> <p>「知財紛争処理システム強化についての産業界意見」</p> <p>日本知的財産協会 常務理事 別宮 智徳</p>	
<p>• 知財紛争システムの改革は、日本の産業の発達に寄与するものであるべき。</p> <p>• 米国のパテントトロールに新たな市場を提供するようなシステムは、日本企業を疲弊させ、国際競争力の低下を招くだけで本末転倒。</p>	<p>(2) 権利の安定性</p> <p>① 審査、審判、訴訟での有効性判断基準の統一が望まれるが、他方、審査の質向上のため権利化が遅れる弊害も考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 技術の進化が加速され、製品寿命が短くなる環境下においては、特許の早期権利化は、ビジネスでの優位性を保つためには重要。





JIPA意見趣旨

戦略本) 検証・評価・企画委員会12/15と、自民) 三宅委員会勉強会11/24に意見発信。

- ◆ 証拠収集手続きの検討
米Discovery/事前査察導入 ⇒ **不要。**
- ◆ 権利の安定性の確保
特許庁専権 ⇒ **現状で可。**
- ◆ 損害賠償額の検討
懲罰的賠償導入 ⇒ **反対。寄与度等計算法明確化。**
- ◆ 差止請求権の乱用抑制
標準化・トロール ⇒ **FRANDの高裁判決に従う意見。**
- ◆ 中小企業の権利行使支援
人的支援 ⇒ **ICT活用すべし。**
- ◆ 知財情報の国内外発信の強化 ⇒ **強化は結構だが訴訟呼込むな。**

一部の委員会内では事前査察を容認する声も有 (知管 Vol.65, No.11 1487)



内閣府)戦略本部委員会2016の構成

- ◆ 検証・評価・企画委員会(座長敬称略)
 - 全体会合
 - 産業財産権分野を取り扱う会合(渡部:東大)
 - コンテンツ分野を取り扱う会合(中村:慶応)
 - 知財紛争処理システムを取り扱う会合(伊藤:東大)
- 【知財紛争処理システム検討委員会】
- 次世代知財システムを
取り扱う会合(中村:慶応)
- 【次世代知財システム検討委員会】





戦略本「検証・評価・企画委員会」

知財紛争処理システム検討委員会(2015-6)

◆ メンバ 16名(敬称略)

- 委員長: 伊藤 眞 (東大名誉教授・弁護士)
- 委員: 4 名 弁護士・弁理士
 - 1 名 東京地裁)部統括判事
 - 4 名 大学 (早稲田、一橋、京都、東大)
 - 6 名 産業界 (電機,機械,化学,製薬の知財協メンバ含)



【AA無】



戦略本「検証・評価・企画委員会」報告書

- ◆ 基本的視点・利用者/経済的合理性/国際的
- ◆ 証拠収集：**訴訟前**：既制度（民訴 § 132の2,4等）周知化、未活用分析。
訴訟後：現行書類提出命令の発行条件緩和、書類閲覧可能者の制限、中立的第三者の査察制度、などを検討。
- ◆ 損害賠償：通常の実施料相当額を上回る損害額の算定のための考慮要素の明確化等検討。通常の実施料DBなど作成の検討。
- ◆ 権利安定：訂正審判等を必要としない訂正再抗弁の検討、訂正審判要件、補正・分割要件緩和、裁判所-特許庁連携強化。
- ◆ 差止請求：当面、個々の事案で対応。標準特許、PAEは状況監視。
- ◆ その他：中小企業支援・地方の司法アクセス・情報公開



2016.5 知財戦略計画2016

「知的財産推進計画2016」(案)のポイント

資料1

◆IoT、ビッグデータ、人工知能などの第4次産業革命の進展と超スマート社会(Society5.0)への展望 ◆TPP協定を契機に加速する経済のグローバル化

知的財産の射程拡大～情報・データの集積による価値創出

「つながり」と「かけあわせ」によるオープンイノベーション

イノベーション創出のための制度づくり・人づくり

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

- デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築
 - 著作権が及ばない例外(権利制限)を認める柔軟性のある権利制限規定の具体化
 - 許諾(ライセンス)の円滑化
 - ①権利者不明著作物に対する裁定制度整備
 - ②拡大集中許諾の導入可能性検討
 - ③権利情報を集約したデータベース整備

○新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築

- AI創作物や3Dデータ、データベース等の新しい情報財の知財保護について検討
- 個人が本人のデータを蓄積・管理・活用する仕組み等データ流通の円滑化方策の検討



○国境を越えた知財侵害対策

- リーチサイトへの対策、悪質な侵害サイトへのオンライン広告等への対応

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

○オープンイノベーションのための産学・産産連携機能の強化

- 産学共創プラットフォーム、橋渡し・事業化支援機能整備と支援人材連携

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

- 小中高、大学等における知財教育の推進
 - 小中高:次期学習指導要領に沿った創造性の涵養と知財の保護・活用に向けた教科横断的カリキュラム・マネジメントの実現
 - 大学等:知財科目を全学必修化した山口大学を参考に、各大学での知財科目の開設等の自主的な取組を促進

○地域・社会と協同した学習支援体制の構築

- 全国及び地域での「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」の構築



○人材育成

- 知財マネジメント人材、標準化人材等の育成

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

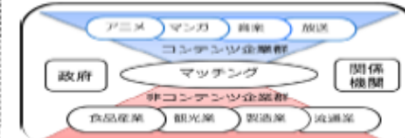
○知財活用型中小企業に対する戦略的普及活動

- 知財総合支援窓口等による知財相談機能の強化・積極的な普及活動
- 中小企業支援関係者に対する普及啓発

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

- コンテンツと非コンテンツの連携強化
 - 「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を通じた異業種間(コンテンツ産業と非コンテンツ産業)の連携促進
 - 民間主導によるクールジャパン発信拠点構築とネットワーク化の促進
 - 地域の魅力発信支援とロケ誘致促進



○継続的なコンテンツ海外展開に向けた支援

- 現地放送枠の確保、コンテンツのローカライズや国際共同製作支援、権利処理の円滑化

○コンテンツ産業基盤強化等のための取組

- プロデューサー、クリエイター等の人材育成
- 資金調達等制度的な課題等への対応
- 模倣品・海賊版対策の強化

2. デジタルアーカイブの利活用の促進

第4. 知財システムの基盤整備

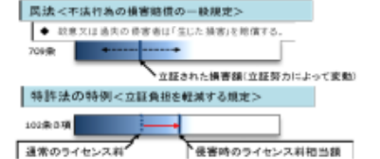
1. 知財紛争処理システムの機能強化

- 知財紛争処理システムの機能強化
 - 適切かつ公平な証拠収集手続の実現(中立的な専門家による査察制度、書類提出命令発令の容易化など)
 - ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現
 - 権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

<査察制度のイメージ>



<損害賠償額の算定規定>



○知財紛争処理システムの利用支援

- よろず支援拠点・テレビ会議の活用等中小企業や地方の知財司法アクセスの改善

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

- 世界最速・最高品質の審査の実現





第4.知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化

○知財紛争処理システムの機能強化

- 適切かつ公平な証拠収集手続きの実現
- 実態やニーズを反映した損害賠償額の実現
- 付与～紛争を通じての権利安定性の向上

○知財紛争処理の利用支援

- よろず支援拠点・TV会議の整備



知財戦略計画2016 証拠収集

◆ 適切かつ公平な証拠収集手続きの実現

訴え後の収集

- 中立的専門家の査察制度の検討
裁判所が選任した第三者が工場等への立ち入り調査等を行う。
- 書類提出命令発行容易にする仕組みの検討



訴え前の収集

- ・現行制度の利用情報を共有し、活用が少ない状況の要因分析・改善策の可能性の検討。



知財戦略計画2016 損害賠償額

◆ 実態やニーズを反映した損害賠償額の実現

- 特102-3の通常の実施料相当額を上回る損害額の算定の考慮要素の明確化等検討。



- 最低保障額の基礎データとして通常の実施料のDBの作成を検討。

- 弁護士費用等の請求基礎となるDB作成の検討





付与～紛争を通じての権利安定性の向上

◆権利の安定性向上のため以下を具体的に検討

- 1.侵害訴訟における特許庁に対する求意見制度
- 2.特許庁における有効性確認手続
- 3.訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁
- 4.裁判上の技術的専門性向上策の検討
- 5.権利有効性の推定されることを確認的に規定するための
明らか要件導入の是非、等の検討。
6. 審査品質向上のための既存施策の推進。



直面する知財保護の課題



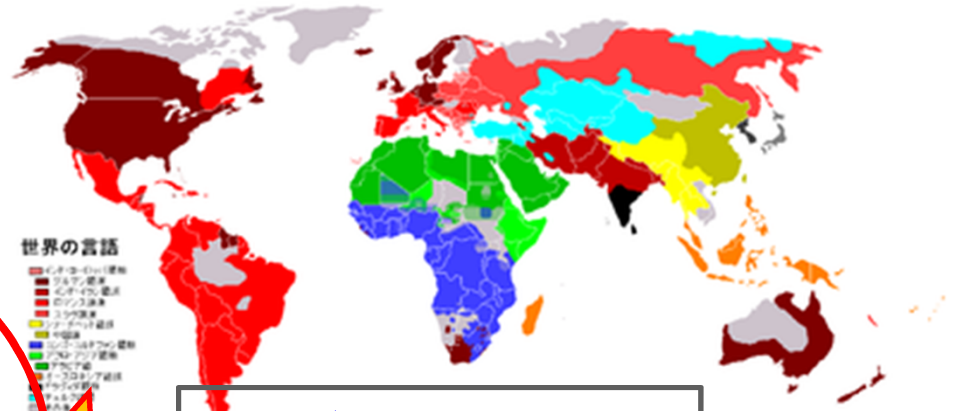
世界、地域、各国
-知財インフラ



自己ビジネスを如何に守る

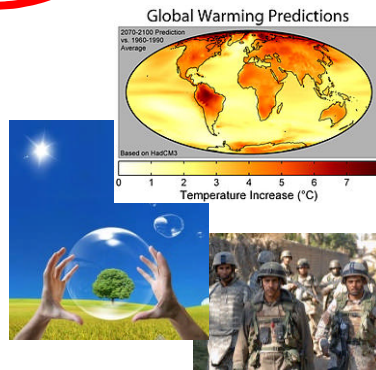


Innovation & Business

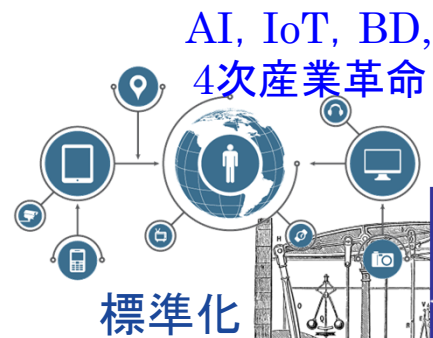


新ビジネス地政

課題・産業の新環境



温暖化、環境、テロリズム





現状・将来

◆ 地域ブロック内外の主導権争い

中国企業の台頭、ASEAN地区ビジネス膨張、インドソフト技術の急進、
欧米の圧力微減、など

◆ 4次産業革命、他にみる新ビジネス環境

既存知財保護が最良保護と言えない新世界(AIによる発明等)。



①自己の新ビジネスエリアを何をもって開拓し何をも
って守るか今こそ企業経営者が考える。

知財をどの権利で守る？ 契約？ Open/Close？

②勝利の戦い方を学び、戦いを恐れず知財をビジ
ネスで積極的に活用するマインドを作る。

経営者、知財役員こそ強い知財マインドを持て。

シンポジウムの狙い



【シンポジウム宣言】

日本企業の経営者は、グローバル産業競争において、知的財産をもっとも効果的に使うことができるように行動する。

(2016/6/3 知財協、経団連)



参考(証拠収集関係条文)

民訴法132条の2

1.第132条の21.訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面とした場合(以下この章において当該通知を「予告通知」という。)には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第163条各号のいずれかに該当する照会

二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2.前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、これらの規定は、適用しない。

3.予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。

4.第1項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。



参考(証拠収集関係条文)

第132条の4

1.裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 文書(第231条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者にその文書の送付を囑託すること。

二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体(次条第1項第二号において「官公署等」という。)に囑託すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること。

四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。

2.前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から四月の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることについて相手方の同意があるときは、この限りでない。

3.第一項の処分の申立ては、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいてはすることができない。

4.裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。